

「語り」の構造

甘露 統子

キーワード 人称制限、語り、報告、視点、過去形

はじめに

本稿の目的は大きく分けてふたつある。ひとつは、前回の論文での考察を修正すること、そしてもうひとつは、「視点」の概念に時間的な要素を導入することにより、人称制限と呼ばれる現象について前稿よりも更に包括的に説明することである。

人称制限はすでに何度となく考察されてきた現象である。しかし、まだ十分な考察はなされていないように思われる。筆者は、人称制限を引き起こしている要因は、日本語の本質的な在り方をも規定していると考えている。したがって、人称制限と呼ばれる現象について詳しく考察し、その根幹を明らかにすることは、日本語の本質的な構造を明らかにするひとつの手段であると考えている。

本稿では、前稿で扱った「報告」における人称制限に引き続き、「語り」における人称制限を考察する。「語り」は、歴史を通じて不変のものではない。現代日本語における「語り」は明治期の言文一致運動を経て獲得されたものである。したがって、「語り」を考察するためには、「語り」を獲得する以前の日本語にも考慮しなければならない。本稿では「語り」獲得以前の日本語について考察した論文を援用し、日本語が伝統的に「報告」の視点から文を構築することを原則としてきたということも示したい。

そして、前回と同様に「視点」という概念を軸に据えた上でさらに人称制限に関する考察を深め、最後の部分では、本稿における考察が十分に有効であり、無矛盾であることを示すために「過去化に伴う人称制限の解除」と呼ばれる問題について、明確な説明をすることを試みる。

なお、本稿では前稿で考察した内容に修正を加えるが、「日本語は話し手が持つ物理的な「視点」を移動させずに文を構成し、このために人称制限という現象が引き起こされる。」という前回の主張を変えることはしない。

1 前稿の修正

1.1 再検討する事項

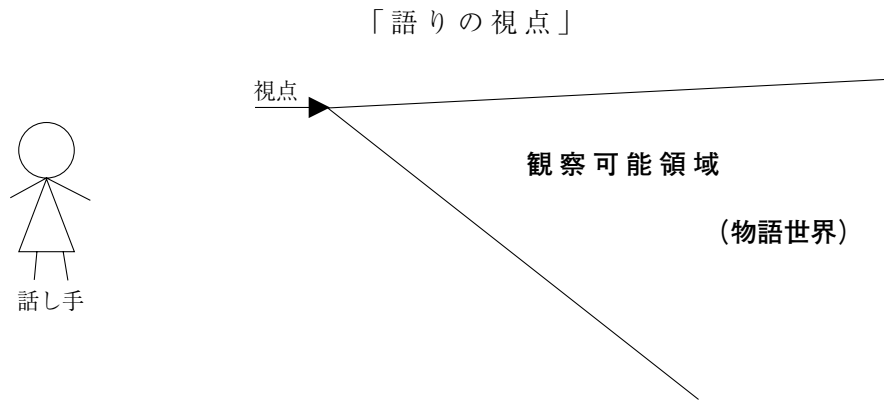
本稿では、前稿で検討した内容のうち、以下の二点について改めて考察したい。ひとつは、終助詞「よ」を用いて、日本語の言表を「語り」と「報告」のふたつに大別すると述べたことについてである。前稿では、ある文に終助詞「よ」が付加できる場合、その文は「報告」であり、付加できない場合は「語り」である、と述べた。しかし、その後の考察により、あるひとつの文をその形式だけで「語り」の文または「報告」の文であると確実に判断することは不可能であることがわかった。とはいえ、「語り」と「報告」との違いを軸にして人称制限を説明するのが本稿の主眼であるから、可能な範囲でこれらふたつを判別する必要がある。このため、「語り」と「報告」との判別方法を見直し、修正を行う。

そして、再検討をしたいもうひとつの事項は、「語り」には人称制限がかからない、と主張したことである。これを訂正したい。なぜなら、実際には「語り」であっても人称制限がかかる場合があるからである。

1.2 用語について

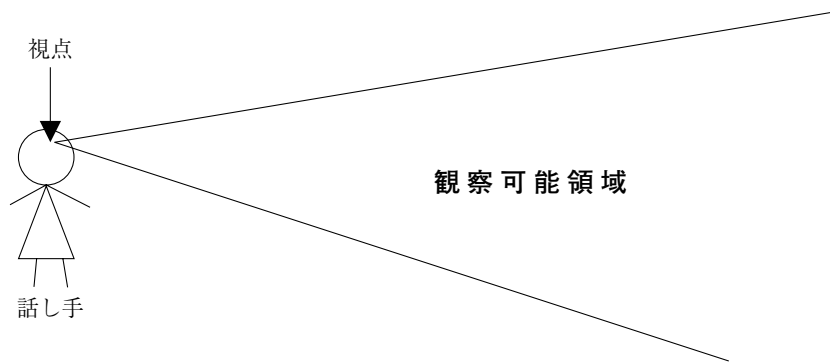
本稿では、「語り」と「報告」という語が繰り返し出てくる。これらの語はもともと金水（1989）で使用された用語である。しかしながら、これらの語については前稿で「視点」という概念を軸に考察をし、それをもとに再定義を行った。本稿においても前稿での考察を反映し、再定義した「語り」と「報告」とを用いて考察を進める。すなわち、本稿において「語り」とは、次の〔図1〕に示す、「語りの視点」を用いて構築した言表を指し示す。同様に、「報告」とは〔図2〕に示す「報告の視点」を用いて構築した言表を指す。

なお、金水の定義した語りと報告については、鍵括弧ではなく二重鍵括弧をつけてこれを表記し、区別する。



[図 1]

「報告の視点」



[図 2]

1. 3 再考察1：「語り」と「報告」の判別法について

金水（1989）は人称制限に関する考察に先立って、『語り』と『報告』という概念を導入し、これを用いて「過去化に伴う人称制限解除」の問題を説明した。すなわち、人称制限は『報告』で観察される現象であり、『語り』では人称制限の一部または全てが解除されると述べたのである。しかし、金水は『語り』と『報告』とを本質的に区別するということはせず、単純に使用場面に即して区別した。金水（1989）における『語り』と『報告』の定義は以下のとおりである。

『語り』・・・小説や物語の地の文

『報告』・・・日常的対話で聞き手にある状況を知らせる行為またはその言表

金水における『語り』・『報告』と本稿における「語り」・「報告」との最も大きな相違点は、後者が必ずしも使用場面にとらわれないという点である。「語り」は確かに多くの場合、小説や物語の地の文で観察される。しかし、日常対話であっても「語り」の視点から発話することは可能であるし、逆に小説や物語の地の文が「報告」の視点から描かれていることもあるというのが本稿にお

けるとらえ方である。大切なのは、使用場面ではなくて、話し手と聞き手の在り方なのである。

前稿では、金水による定義を踏まえて、終助詞「よ」が文に付加できるか否かということ、「報告」と「語り」を区別するための指標とすることを提案した。すなわち、「終助詞「よ」の機能は、それが付加された文の発話が聞き手に向けられていることをことさら表明することである。」という白川（1992：7）の記述を拠り所にして、以下のように述べた。

聞き手めあてであるということは、聞き手を強く意識しているということでもある。小説や物語では、話し手の存在が希薄になると同時に、聞き手の存在もまた希薄になる。したがって聞き手の存在を強く意識することができるのは日常的対話の場面であると考えられる。このことから、終助詞「よ」を付加できない文は、日常対話で用いられない文、すなわち「語り」であり、逆に付加できるなら日常対話で用いることのできる文、すなわち「報告」だと予測することができる。（甘露2004：92）

しかし、終助詞「よ」を付加するというこの方法には、ふたつの問題点があることがわかった。ひとつは、この方法では「報告」と「語り」を確実に区別することができない場合があるということ、そしてもうひとつは、終助詞を付加したために不自然になる文と、もともと不自然な文との区別が意識されていなかったということである。

「報告」と「語り」を確実に区別することができない場合があるとはどういうことか。それは、「語り」の視点からでも「報告」の視点からでも、全く同じ形式の文を構成することが可能だということである。

- (1) 太郎は買い物に行った
- (2) 太郎は買い物に行ったよ

例えば、(1)の文は、前稿の判別法に従って区別すれば、(2)のように自然に終助詞「よ」をおぎなえることから「報告」の文であると判断される。しかし、実際にはこの文は「語り」と「報告」どちらの視点をとっても発話することが可能である。つまり、話し手から離れた視点を用いて、別の世界の出来事のようにして語ることもできるし、話し手の視点を維持したまま、実際に起こった出来事の描写として発話することも可能なのである。したがって、全ての文について「終助詞「よ」を付加することができる文は「報告」の文である。」という記述をすることは正しくない。

しかしながら、(3)のように終助詞「よ」がはじめから付加されている文については白川（1992）に基づき、「聞き手めあて」の文、すなわち「報告」の文であると断定することができる。

(3) 僕はうれしいよ

したがって、終助詞「よ」は、「報告」であることを示すマーカーとして扱うことは可能である。問題は、「終助詞「よ」を付加する」という作業によって、本来は「語り」の文を「報告」に変換してしまう可能性があるということなのである。とはいえ、終助詞「よ」が付加できるかどうかを試すという作業自体が無意味な訳ではない、なぜなら、この作業の結果、終助詞「よ」が付加できなければ、その文は「語り」であると判断することができるからである。ただし、このように判断するためには、「判断しようとする文が、日本語として適格な文である場合」という前提条件が必要である。もともと日本語として不自然な文について、それに終助詞「よ」が付加できないからといって「語り」の文だということとはできないからである。例えば、(4)→(5)から、(4)は「語り」であると判断できるが、(6)はそれ自体がすでに日本語として不適格であるので、(7)のように「よ」を付加したところで、「語り」か「報告」かをはかることはできないということである。

(4) 太郎はうれしかった

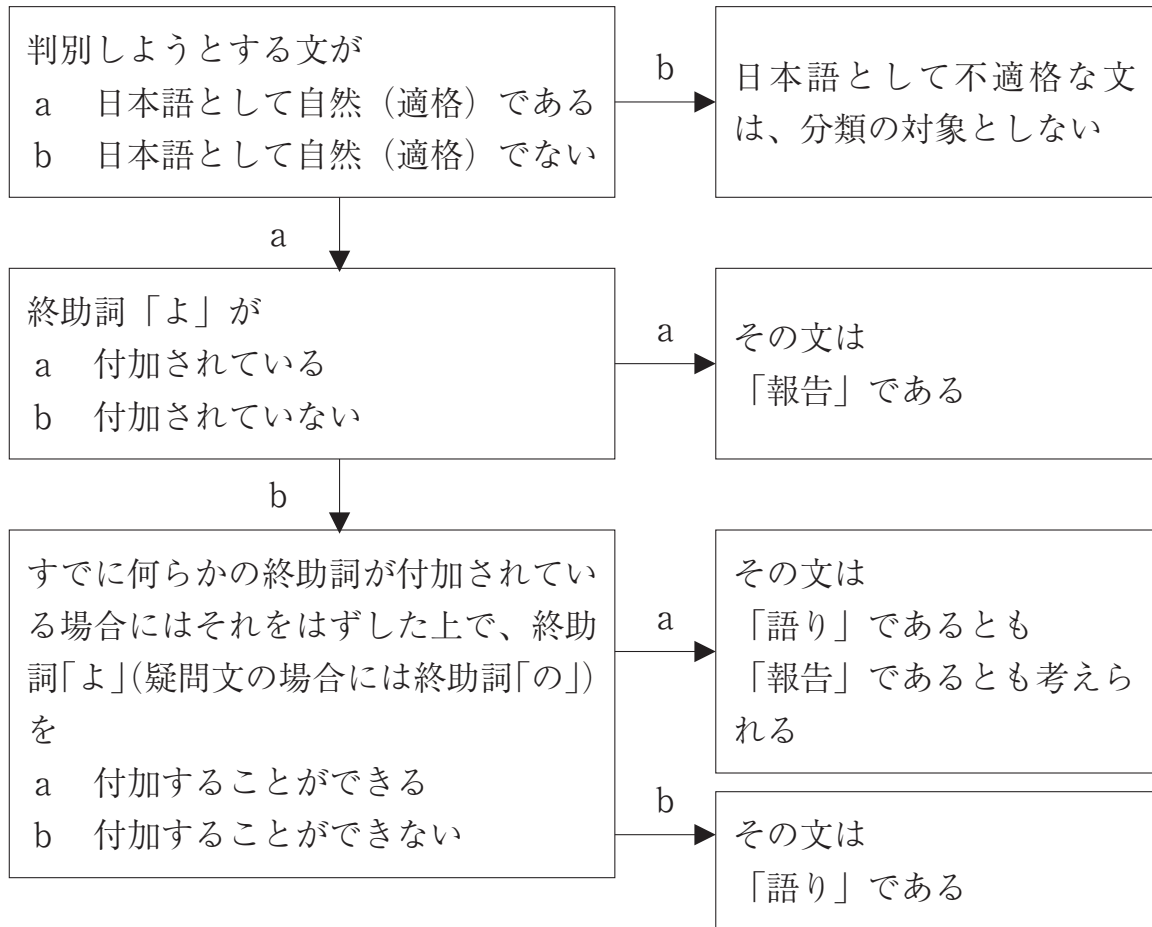
(5)* 太郎はうれしかったよ

(6)* 太郎は悲しい

(7)* 太郎は悲しいよ

ところで、文にすでに何らかの終助詞が付加されている場合には、その上に終助詞を重ねることができない場合がある。例えば、「今日は星がきれいだね」という文にさらに「よ」を付加することはできない。しかしながら、この文は聞き手を強く意識した「報告」の文である。このような場合を考慮して、終助詞「よ」を付加する際には、すでに付加されている終助詞をはずした上で、「よ」を付加できるかどうかを判断するということにする。また、疑問文には終助詞「よ」を付加することはできない。したがって、疑問文の場合には「よ」の代わりに「の」を付加することにする。

これまでの考察をもとに「語り」と「報告」の判別法についてまとめたものが〔図3〕である。今後はこの図に基づいて確実に「語り」または「報告」と判別された文のみを考察の対象とする。



〔図3〕

1. 4 再考察2：「語り」にかかる人称制限について

前稿では、「語り」の文には人称制限がかからないと述べた。しかし、その後の考察によりこの記述は適切ではないということがわかった。以下で示すように「語り」の文であっても人称制限が観察されるからである。

(8) 太郎は悲しかった

(8)は日本語母語話者として自然に受け入れることができる文章である。したがって日本語として適格な文であるといえる。では、この文に終助詞「よ」を付加してみるとどうだろうか。

(9)* 太郎は悲しかったよ

(9)の文は、非常に容認しにくい。前節で考察したように、終助詞「よ」を付加する作業を行う前の文が日本語として適格な文であり、それに終助詞「よ」を付加することによって容認しにくい文になったのであるから、(8)は「語り」の文であることがわかる。しかしながら、(8)の文は人称を自在に置き換えることはできない。

(10) 僕は悲しかった

(11)* 君は悲しかった

(10)(11)に見るように、三人称の「太郎」を一人称に置き換えることはできても、二人称に置き換えることはできない。したがって、「語り」の文にも人称制限があるということになる。これにより、前稿における、「語り」には人称制限がかからないとする記述を撤回する。

1. 5 再考察の結果

1. 3及び1. 4において修正した点をまとめると以下のようになる。

<「語り」と「報告」の判別法について>

(前稿での記述)

日本語の言表は「語り」の文と「報告」の文とに大別することができる。その際の判断基準は終助詞「よ」を付加できるか否かである。



(本稿での考察)

日本語の言表には「語り」の文と「報告」の文とがある。ある文が「語り」の文であるのか、「報告」の文であるのかを、どのような場合にも確実に判別することはできない。しかし、終助詞「よ」を付加することは大きな指標となる。すなわち、ある文について、それが日本語の文として適格な文である場合、終助詞「よ」を付加することができなければ、それは「語り」の文である、と判断することができる。(詳細は〔図3〕を参照)

<「語り」にかかる人称制限について>

(前稿での記述)

「報告」には人称制限がかかるが、「語り」には人称制限がかからない。



(本稿での考察)

「報告」にも「語り」にもそれぞれ人称制限が観察される。前者の例は、「(僕は) 悲しいよ」などの感情形容詞述語文で観察される。このような文では感情主として提示される人称に制限があり、一人称でなくてはならない。つまり感情主である一人称を、二人称、三人称に置き換えることは不可能である。一方、後者の例は「太郎は悲しかった」のような文で観察される。この文は、感情主である太郎(三人称)を一人称に置き換えることはできるが、二人称に置き換えることはできない。

1. 6 修正の影響

新しい考察に入る前に、本稿における考察・修正によって前稿での結論が無

効になっていないかどうかを確認しておきたい。前回の考察によって出した結論は以下のとおりであった。

感情形容詞の断定形にかかる人称制限について、このような現象が引き起こされるのは、これまでいわれたような認識論的、語用論的な理由からではなく、文章を構成する際に、話し手がもつ「視点」を移動させずにそのまま採用して構文行動を行う日本語の特性によるものであると結論できる。(甘露2004:104)

この結論の前提になっているものは、「報告」の視点の取り方である。すなわち、話し手が持つ物理的視点を移動させずに構文行動を行うことにより、その「視点」にかかる制限がそのまま反映され、人称制限という現象が観察されるのだという主張である。この点については、現在も筆者の考えは変わっていない。ただ、「報告」だけでなく「語り」においても人称制限がかかるという点が大きく変わったのである。しかし、「語り」にかかる制限もまた、本来視点を移動させない日本語が視点を移動させたために起こる制限であり、逆に筆者の主張の正当性を支持するものだと考える。そして本稿でも、「語り」と「報告」では文を構成する際の視点の取り方が異なるという点、そして「報告」の視点の取り方についての変更はない。したがって前節までの修正は前回の結論を覆すものではない。

2 「語り」の再考から「人称制限」の包括的説明へ

2.1 「過去化に伴う人称制限解除」の問題

過去化に伴う人称制限の解除について、前稿での説明はあまり明快なものではなかった。これにはふたつの原因がある。ひとつは、すでに考察したとおり前稿に修正すべき誤りがあったことである。そしてもうひとつの原因は、前稿で人称制限を惹起する要因として扱った「視点」の概念が「空間」的な要素のみを考慮したもので、人称に関する問題を過不足なく説明するには不十分であったことである。そこで今回は「時間」の要素も取り入れて「視点」の概念を再構築し、「過去化に伴う人称制限解除」の問題についてより明快に説明することを試みる。

2.2 「語り」の再考

a. 「語り」にかかる人称制限

1. 4での再考察により、「語り」にも人称制限がかかることがわかった。しか

し、本来「語り」は「話し手」の持つ物理的視点を軸にせず、「話し手」から切り離された視点をを用いて文を構築するのであるから、「報告」にかかるような、話し手の物理的な視野を反映した制限はかからないはずである。では、「語り」にかかる制限とは何なのだろうか。そして、この制限は何に起因しているのだろうか。以下では、前回見落とした「語り」にかかる制限が何なのか、それを見つけ出すため、原点にもどり金水のいう『語り』について再度考察することからはじめたい。

すでに見たように金水は『語り』と『報告』とをその使用場面から区別し、『語り』には基本的に人称制限がかからないという考えを示していた。このことは以下の記述によって明らかである。

そもそも、小説や物語などの地の文では、誰の心理状態でも自由に描写できるのであるから、始めから人称制限というものが存在しないのではないか。
(金水1989: 122)

この記述からは、『語り』を単に「人称制限から解放された空間」として捉えていることが見て取れる。そして、実際人称制限に関する先行研究ではこのような捉え方が主流である。しかしながら、「小説や物語の地の文では、誰の心理状態でも自由に描写できる」という考え方は誤りである。たとえ小説や物語の地の文であったとしても、先に考察した「君はうれしかった」というような文は、現代日本語では容認できないからである。

金水が見過ごしていたこと、それは「話し手」という要素である。金水は『語り』と『報告』それぞれの使用場面にはばかり着目し、構文行動の主体である「話し手」については何の言及もしていない。しかし人称制限について考えるとき、この「話し手」という概念は非常に重要である。それは、「視点」が「話し手」から離れているかどうか、「語り」と「報告」とを分かつ要件であるからである。「話し手」という要素を排除してしまえば、「視点」がそこから離れているかどうかを判断することはできない。

では「語り」における制限はなぜ起こるのだろうか。それは、「語り」においては「視点」が「話し手」から離れることによって、「話し手」と、言表する事柄すなわち「言表事態」とが切り離されるからである。「語り」は単に「小説や物語の地の文」であるのではなく、第三者の内的状況などを表現できるように手続きが取られた、いわば特別な文体なのである。「語り」では「話し手」と「言表事態」とが切り離されているために、「話し手」の存在が抹消される。これにより、「話し手」の存在にその軸をおいた言表をすることができなくなってしまふ。これが、「語り」にかかる人称制限である。

以下では、「語り」においては、いかに厳密に「話し手」の存在が消去される

のかを野口（1994）を援用して考察していく。

b. 「語り」における「話し手」

野口は「江戸時代は、三人称を知らなかった。」と書き出している。ここでいう「三人称」とは、彼・彼女といった個々の三人称名詞を指すのではない。そうではなくて、「三人称的な記述法」という意味で用いている。そしてまた、「三人称的な記述法」というのは、単純に「客観的な記述法」と書き換えてよいものではなく、野口固有の考え方が色濃く反映された概念である。これは以下の記述から見て取ることができる。

- ・ 作者はもう話者の存在態をとらず、一種仮有の時空点から発話する。これが三人称である。（野口1994：234）
- ・ 思想言語上、文学言語上の三人称とは、言表行為性のゼロ標示のことである。（野口1994：106）

野口の言う「言表行為性のゼロ標示」とは、「作者」すなわち「話し手」の存在を示す何もかも言表に表われていないということの意味する。つまり野口は、言表から「話し手」の存在が完全に消し去られた記述の仕方を「三人称」と考えているのである。この考え方がもっとも端的に示されている部分を以下に引用する。

この言明は仁斎の論争当事者としての発話現場性を示している。その標識は文中での晦庵という人名の使い方にある。つまりは論争の主敵の朱子のことなのであるが、それは尊称であって名は朱熹、晦庵はその号である。あまり敬意を払っていないということを言表行為的に示しているのだ。こういうのを三人称的とはいわない。（野口1994：109下線は筆者）

このように野口は、作者が主張を持った一個人、すなわち人格を備えた「話し手」として言表に関わっているのかいないのか、また「話し手」が言表に対してどのような態度をとっているのかということに注目して考察を行い、非常に厳密に「三人称」を捉えたが、この「三人称」の捉え方は、本論における「語り」の捉え方に非常に類似しているといえることができる。

野口の言う「三人称」は「言表行為性のゼロ標示」であった。「三人称」では、作者は言表に対して人格を備えた一個人としては決して立ち会わない。これは「話し手」の「視点」、引いては「話し手」の存在を捨てる、あるいは消し去ってしまうということである。これに関連して前稿では、「語り」とは「話し手」がもつ物理的視点を捨て、別の視点に立って構文行動を行うことであると述べた。

言語学においては、一個人としての話し手が、表現することからを認識

し、判断する役割を担って存在することが前提とされており、「視点」は、話し手がものごとをどのように捉えるか、どの人物の立場を自分に引き寄せるか、などによって変化・移動する。一方、物語論における「視点」に関しては、変化するのは話し手の視点そのものであって、例えば「神の視点」を通じて語りを行う場合、誰が語るのもであっても、話し手、すなわち話し手の役割を果たす人物は、その人物が一個人として生来備えている自分自身の視点を捨てて、言うなれば別の存在に成り代わって語りを行わなければならない。これにより話し手の存在は希薄になる。

(甘露2004：98)

このように、野口の「三人称」と本稿における「語り」とは、「話し手」が人格を有する一個人としては振舞わない、すなわち「話し手」が一個人としては「言表」または「言表事態」と関わりを持たない、という点で一致している。つまり、野口の「三人称」においても、本稿における「語り」においても「話し手」は「わたし」という形で存在しないだけでなく、文中のどこを捜してもその形跡すら見つからない、限りなくゼロに近い存在として捉えられているのである。

以上を踏まえると、「語り」とは「話し手」と「言表事態」とが切り離された言表であると定義することができる。これに対し、「報告」は「話し手」が自分自身の視点をを用いて文を構成するのであるから、「話し手」と「言表事態」とが密接に結びついているといえる。つまり「報告」では、構文行動の際に「話し手」のもつ物理的視点をそのまま用いるので、「話し手」と「言表事態」とが、「視点」を通じて物理的につながっていると考えるのである。したがって、「話し手」と「言表事態」とが結びついているのか、断ち切られているのかが、「語り」と「報告」とを分かつ本質的な違いだということができる。前稿で考察した、「報告」から「語り」への「視点」の移動は、密接に接続している「話し手」と「言表事態」との間の関係を断ち切るための手段であったのである。

なお、上記では野口が「言表」と「作者」(＝話し手)との関係を考察しているのに対して、本稿では「言表事態」と「話し手」との関係に着目している。この点について少し補足しておきたい。「言表」について考察することと、「言表事態」に着目することとの間には、どのような相違があるのだろうか。野口が「言表」に焦点を当てたのは、江戸時代から明治までの文学について考察を行ったからであろう。すなわち、野口は書き言葉を軸に考察を行ったのである。一方、本稿で主軸に据えているのは話し言葉である。書き言葉を軸に考察を行う場合には、敢えて「言表事態」を想定する必要はない。「言表」は「言表事態」を記述したものだからである。したがって、書き言葉においては「言表」

は「言表事態」とほぼ同じものを示し得る。しかし、話し言葉を軸にして考察を進める場合、「話し手」が「視点」を通じて物理的に結びつき得るのは、「言表事態」であって、「言表」ではない。人称制限に関して考察する場合、重要なのは「話し手」が自分自身の「視点」を用いて構文行動を行うか否かということであるから、本稿では「話し手」と「言表事態」との関係を重視するのである。

さて、本節では野口の言う「三人称」にも本稿における「語り」にも、人格を有する一個人として振る舞い、言表または言表事態と関係を結ぶ「話し手」は存在しないことを確認した。ここで、次に問題になってくるのは、「日本は江戸時代まで三人称を知らなかった」という野口の主張である。これは日本語の構造、そして人称制限の問題を考える上で非常に重要である。なぜなら、江戸時代までの日本には、「話し手」と言表との関係が断ち切られた表現、すなわち「語り」は存在しなかったということを述べているからである。以上の考察をまとめると次のようになる。

- ①「語り」と「報告」との本質的な相違を検討するに当たって重要であるのは「話し手」と「言表事態」との関係である。
- ②「語り」において、「視点」を移動させるのは「話し手」と「言表事態」との関係を断ち切るためである。
- ③江戸時代までの日本語では「話し手」と「言表事態」とは必ず結びついているものであった。

c. 「時間」的な断ち切り

これまでの考察で、「語り」において、「視点」を移動させるのは「話し手」と「言表事態」との関係を断ち切るためであるということがわかった。しかし、前稿ではこの「視点」の移動について、考察から漏らしてしまった要素がある。それは「時間」的要素である。前稿でも、「過去化に伴う人称制限の解除」といわれる問題について考察したので、「時間」的要素を全く考慮に入れていなかったわけではない。しかし、過去形になることによって何が起こるのかという点についての考察が十分でなかった。そのために明快な説明をすることができなかったのである。

そこで、本稿では「時間」的な要素を「視点」移動の概念に組み入れることを提案したい。前稿の考察では、視点は話し手から「空間」的に移動するだけであった。そこに「時間」的な移動も組み入れるのである。したがって、「語り」においては、「視点」は「空間」的にだけでなく、「時間」的にも話し手から切り離されていると考えるのである。「時間」的に、かつ「空間」的に断ち切られ

ることによって「話し手」は「言表事態」との間の一切の関係を断ち切り、人格を持たない、いわば透明な存在になって「語り」をすることができるのである。

では、話し手から「時間」的に「視点」を切り離すにはどのような方法があるのだろうか。いうまでもなく、「言表事態」を「話し手」のいる時間から別の時間へ移せばよいのである。では話し手のいる時間とは、どこだろうか。それは一個人としての人格も体も備えた「話し手」が存在する時間、すなわち、構文行動が行われるその時、現在形で表される「時間」に話し手は存在しているのである。したがって、言表事態を過去に移せば、最も手っ取り早く言表事態と話し手とを切り離せるということになる。

しかし、過去形にしさえすれば、必ず「時間」は「話し手」から切り離されるのだろうか。答えは明らかに否である。過去形には、過去の時点での出来事をあらわすという基本的な役割がある。したがって、話し手が「昨日は楽しかった」と過去形を用いて言表を行ったとしても、この場合、「言表事態」は「話し手」と決して切り離されてはいない。「昨日」という時間において、「楽しい」と感じていたのは紛れもなくこの言表の「話し手」であって、他の人物ではありえない。このように、過去形であっても単純過去を表す場合には、「言表事態」を「話し手」のいる時間から遠ざけることはできても、決して切り離すことはできない。

では、「言表事態」を「話し手」から切り離すにはどうしたらよいのだろうか。そのためには「言表事態」と「話し手」とを「時間的に切り離すための過去形」すなわち「言語装置としての過去形」を獲得する必要があるのである。そして、この「言語装置としての過去形」は明治期の言文一致運動を経て初めて獲得されたものなのである。この経緯についても野口（1994）が考察している。野口は、日本語の文末詞「た」について、これが人称詞であり、三人称の形態表示であると述べている。

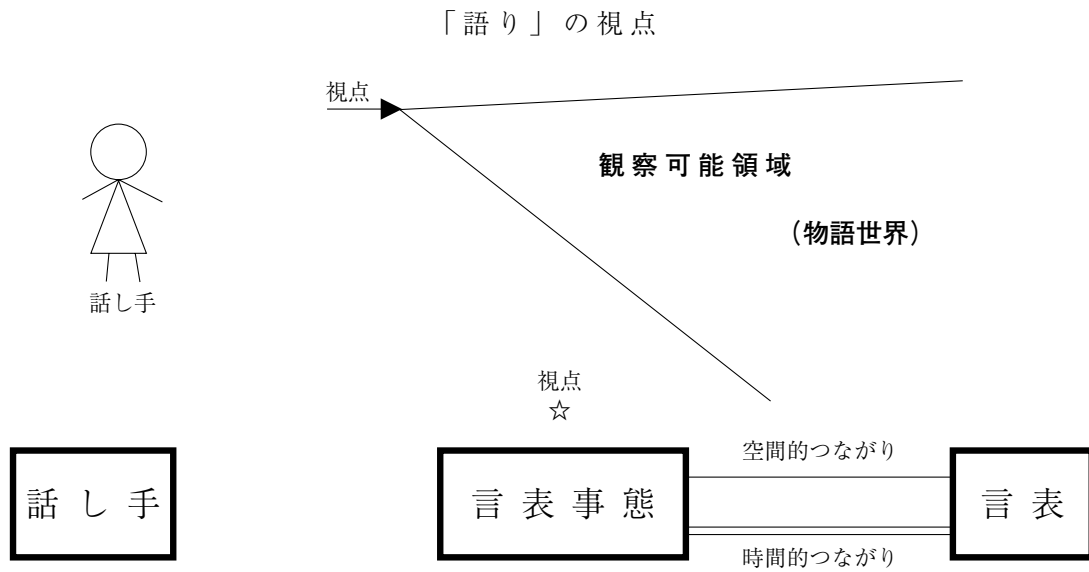
- ・文末詞「た」は日本語文法のカテゴリ組織上もっぱら時制詞として取り扱われてきた。だが実際にはこれは人称詞なのである。（野口1994：225）
- ・「た」は人称詞なのである。それは近代日本が発見した新しい「三人称」を表示する文末詞なのである。（野口1994：264）

野口の言う「三人称」とは、すでに述べたように、話し手が言表と関わりをもたない、すなわち「話し手」が「言表事態」と切り離された言表の仕方であった。野口は、「話し手」と「言表」とが切り離されているということを表示するための道具が文末詞「た」であり、この文末詞「た」は近代になってようやく発見されたものであるということを示した。したがって、野口のいう

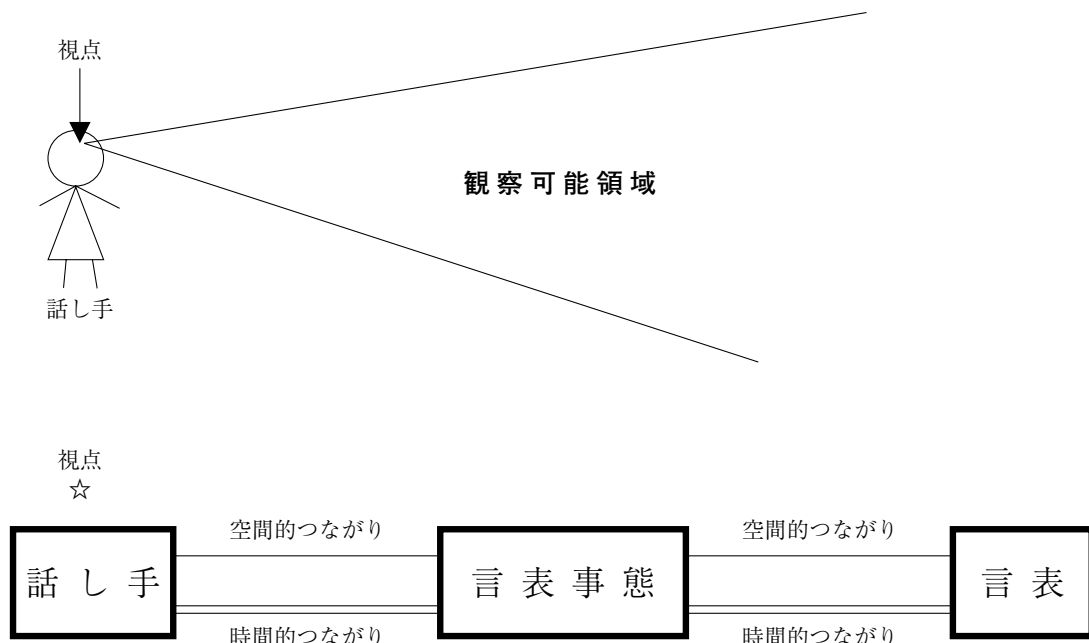
文末詞「た」はまさに、「話し手」が「言表事態」から切り離されていることを表示する役割、すなわち「話し手」と「言表事態」とを切り離す役割を持った過去形であるということが出来る。そして、この文末詞「た」をもってはじめて日本語の言表は「話し手」から完全に切り離され、「語り」としての機能を獲得するのである。

d. まとめ

前節 b、c での考察を踏まえて、「視点」の概念を図示したものが〔図4〕〔図5〕である。



「報告」の視点



[図5]

上記のように「語り」においては「視点」の移動に伴って、「話し手」と「言表事態」との関係が「時間」的にも「空間」的にも切断されるということになる。

2.3 「人称制限」に関するまとめ

「人称制限」に関するここまでの考察をまとめると以下のようなになる。

- ① 「報告」にかかる人称制限は、「話し手」が自分自身の「視点」を軸にして文章を構成するために視野が限定され、それによって引き起こされる制限である。
- ② 「語り」にかかる人称制限は、「話し手」が自分自身の「視点」を切り離すことによって生じる制限である。具体的には以下のように引き起こされる。
 - i 日本語は話し手の視点を軸にして文を構成することを基本にしている。
 - ii 「語り」の場合には話し手から「視点」を時間的にも空間的にも切り離すことが必要である。
 - iii 切り離れた「視点」からは、二人称の使用など「話し手」と時間的、空間的に密接につながっている表現ができない。

以上、人称制限という現象はそれが「語り」で観察されるものであっても、「報告」で観察されるものであっても、日本語で文を構成する際の「視点」が基本的に話し手の持つ物理的な「視点」であることによって引き起こされてい

るものであるということが改めて明らかになった。

ところで、「視点」を切り換える際に、「話し手」と「言表事態」とを切り離す必要があるということは非常に重要であると考えられる。なぜなら、それは「話し手」と「言表事態」とは切り離さなければ常に連続しているということを改めて示しているからである。やはり、日本語においては、「話し手」と「言表事態」とが時間的、空間的に連続していることを「前提条件」として構文行動を行っているのである。このことは、日本語の構造に大きな影響を与えているに違いない。日常会話において「私」、「あなた」という人称詞がほとんどあらわれないのも、この「前提条件」によるものであると筆者は考えており、このことについては稿を改めて考察する予定である。

2. 4 再び「過去化に伴う人称制限の解除」について

では、これまでの考察が十分に有効であり、矛盾がないことを示すために、最後に再度「過去化に伴う人称制限の解除」の問題について考察をしてみたいと思う。

(12)* 「太郎はうれしい」

(13) 「太郎はうれしかった」

(12)の文は、現代日本語においては非文であるといつて差し支えない。このような日本語として不適格な文は、「語り」にも「報告」にも分類することはできない。しかし、この文がなぜ不適格であるのかをこれまでの考察を基に説明することを試みると以下のようなことになる。

日本語においては、「話し手」が「言表事態」と「時間」的、かつ「空間」的につながっていることが基本であり、これが「報告」の視点である。「報告」の場合には、話し手は自らが持つ物理的視点を基準にして言表を行う。この際用いる視点は、一個人の有する視点であるから、第三者の内的状況を直接観察することはできない。すなわち、第三者の感情、感覚などを断定形であらわすことはできない。しかしながら、(12)は第三者の内的状況を断定的に述べている。したがって、(12)は「報告」にかかる人称制限を破っていることになり、「報告」としては不適切な文であるということになる。では「語り」であったとしたらどうであろうか。第三者の内的状況を直接、断定的に述べるためには、話者が自らの視点ではなく、別の視点をを用いて言表を行わなくてはならない。これが「語り」である。「語り」の場合には、視点は、話し手から「時間」的にも「空間」的にも切り離されていなければならない。しかし、この制限についても(12)は破ってしまっている。すなわち、(12)は現在形を用いて表現されており、このために「言表事態」が「話し手」から「時間」的に切り離されていない。これ

により、(12)は「語り」としても不適格な文と判断され、受け入れられないのである。

(12)が不適格であると判断される一方で、(13)の「太郎はうれしかった」が日本語の文として自然に受け入れられるのは、単に(13)が過去形であるからではなく、日本語が明治期の言文一致運動を通して、「た」という文末詞を話者と言表事態とを「時間」的に切り離す符号として受け入れたことによるものである。この「た」によって、言表事態は話し手から「時間」的にも切り離され、第三者の内的状況を断定的に述べることが許容される。その結果、現代の日本人は(13)を適格と判断するのである。

以上が「過去化に伴う人称制限の解除」といわれる現象の説明である。したがって、この現象は、これまで言われていたような、「過去のムード」や「た」のつく文を『語り』と読み違えてしまったために起こるものではない。

また、「語り」が日本語にとって例外的な叙述法であること、そして言表事態が、話し手から「時間」的にだけでなく「空間」的にも切り離されていることによって「語り」の文に引き起こされる制限を示す例が、(14)である。

(14)*「君はうれしかった」

この文には文末詞「た」が付加されているので、「時間」的には話し手から切り離して解釈することも可能である。しかし、「君」という二人称によって、話し手とその空間を切り離すことができなくなっている。なぜなら二人称は、話し手が自分自身の視点を用いて文を構成する際に「聞き手」として認識している人物を指し示すからである。このように第三者の内的状況について断定的に述べていながら「話し手」と「空間」的に切り離すことができいないために、(14)の文は非文として処理されることになるのである。

3 結論

本稿では、前回考察した「視点」という概念に「時間」の要素も組み入れてこの概念を再構築し、以下の結論を導いた。

- ①日本語では原則として「話し手」と「言表事態」が常に密接な結びつきを持っている。
- ②「報告」では、①の結びつきがあることによって、言表は「話し手」の持つ視野の制限を越えられないという制限が生じる。
- ③「語り」においては①の結びつきを切断するために、「話し手」と「言表事態」との結びつきを前提とする表現、例えば二人称を用いた表現などに制限

がかかる。

- ④「過去化に伴う人称制限の解除」の問題については、①②③を用いて矛盾なく説明できる。

参考文献

- 甘露統子 (2004) 「人称制限と視点」『言葉と文化』第5号pp.87-104
金水 敏 (1989) 「「報告」についての覚書」『日本語のモダリティ』くろしお出版pp.121-129
白川博之 (1992) 「終助詞「よ」の機能」『日本語教育』77号pp.36-61
野口武彦 (1994) 『三人称の発見まで』筑摩書房
益岡隆志 (1997) 「表現の主観性」『視点と言語行動』くろしお出版pp.1-11